

令和5年4月26日  
国土交通省関東地方整備局  
甲府河川国道事務所

## 国道52号 異常気象時の道路通行規制基準（雨量）を緩和

～連続雨量を200mmから300mmに緩和します～

国道52号「南巨摩郡南部町境川（みなみこまぐんなんぶちょうさかいがわ）から南部町越渡（なんぶちょうこしど）」における「異常気象時通行規制区間」について、令和5年4月28日（金）0時から、「道路通行規制基準（雨量）」を連続雨量を200mmから300mmに緩和しますので、お知らせします。

- 区 間 : 国道52号  
南巨摩郡南部町境川から南部町越渡（延長4.8km）
- 道路通行規制基準（雨量） : 連続雨量を200mmから300mmに緩和

詳細は別紙をご覧ください。

以上

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 山梨県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 甲府河川国道事務所

電話：055-252-5491（代表） FAX：055-251-2591

副所長（道路） 藏園 和人（くらぞの かずと）（内線：206）

道路管理第二課 課長 渡邊 行朗（わたなべ ゆきお）（内線：441）

国道52号 異常気象時の道路通行規制基準（雨量）を緩和  
～連続雨量を200mmから300mmに緩和します～

○概要

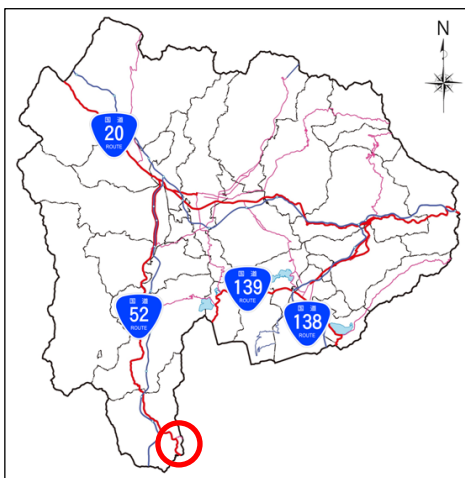
静岡市と甲府市を結ぶ国道52号における「南巨摩郡南部町境川から南部町越渡（延長4.8km）」の区間については、大雨による異常気象時に法面からの落石や土砂崩壊等のおそれがあるため、道路通行規制基準（雨量）に達した場合に通行規制を実施していますが、防災対策工事等が完了したため、令和5年4月28日（金）0時から、道路通行規制基準（雨量）を連続雨量200mmから300mmに緩和します。

○道路通行規制基準（雨量）の見直しに至る経緯

当該通行規制区間において、平成30年度までに防災対策工事を完了しておりますが、その後、今回新たな基準とする連続雨量300mmを超過する雨量経験を経た上で、学識経験者を含む委員会において、緩和することは問題ないとの見解をいただいたことから、道路通行規制基準（雨量）を緩和することとしました。

○道路通行規制基準（雨量）緩和の効果

平成25年度から令和4年度までの10年間で比較すると、通行止めの回数は約6割減少することが見込まれます。



位置図



拡大図